

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
 - (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
 - (2) 欠席日数と出席状況等を注視し、情報を共有する。
 - (3) 「いじめに対応する委員会」と「いじめ・不登校防止コア会議」の活用を努める。
(組織は、管理職・首席・生徒指導担当者・事務職員(2名するとき)・各学年担当者・支援担当者・特別支援コーディネーター・養護教諭・教育相談員、SSW〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者により構成する)
 - (4) いじめの防止対策等に関する年間計画を策定する。(別紙1)
 - (5) いじめ予防授業を継続して実施する。
 - (6) 計画的に校内研修を行う。
 - (7) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
- 2 いじめについての共通理解を図り、児童・生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
 - (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
 - (3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
 - (4) 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
 - (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進め、他者を理解する、自他ともに尊重する精神を持った集団を目指す。
 - (6) いじめ予防授業を実施し、児童がいじめを自分のこととしてとらえられるように指導するとともに、いじめに直面した際に取りるべき行動について、正しい知識を身につけられるよう指導する。
 - (7) いじめを生みにくい学級づくり、集団づくりのために、学校風土調査(子どものための学校調査)を活用し、本校の課題や取組について教職員全体で共有する。
 - (8) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、

早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) いじめ・生活アンケートを学期に1回実施する。
- (3) 教育相談日においても、いじめの当事者（含む保護者）やいじめ周辺者（含む保護者）からの情報の収集に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導委員会で対応するとともに、「いじめに対応する委員会」を開き、今後の方針と役割分担等を決定する。また、月に1度開催する「いじめ・不登校防止コア会議」でも報告・相談を行う。被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事実の把握に努める。
- (2) 把握した事実と学校の指導について、保護者へ伝える。
- (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
- (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
- (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)

2 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

- (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) いじめに対応する委員会は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害・加害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。
- (4) 重大事態の調査主体は、学校が主体となるが、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行う。

(その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、年度ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

(いじめの定義)

平成25年「いじめ防止対策推進法」より（第二条）

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、基準を『他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為』により『対象生徒が心身の苦痛を感じているもの』とする。